〔論　説〕

暴力的ビデオ・ゲームの規制と表現の自由

―その後のアメリカ連邦最高裁判所―

藤　井　樹　也

目次

はじめに
1　*EMA*判決
2　暴力的表現の規制を考える
おわりに

はじめに

筆者は、昨年発行の本紀要において、有害行為を抑止するための表現規制の許容性に関する検討をおこない、未然防止型の規制と追認拒否型の規制とを区別する必要性を提唱した[1]。そこでは、いわゆるクラッシュ・ビデオの規制を主目的として動物虐待描写物の頒布等を禁止する州法を過度に広汎ゆえに修正1条に反し無効としたアメリカ連邦最高裁判所の*Stevens*判決[2]などの諸事例を手がかりに、動物虐待描写物の規制、チャイルド・ポルノの規制、サムの息子法、暴力的表現の規制を考察の対象として、有害行為を抑止するための追認拒否型の表現規制の可能性を考えた。アメリカでは、前記論文の公表の時点で、暴力的表現や残虐表現の規制に

1　藤井樹也「有害行為を抑止するための表現規制の許容性」成蹊法学73号1頁(2010)。
2　United States v. Stevens, 559 U.S. _, 130 S.Ct. 1577 (2010).

関するかぎり、猥褻表現規制の一環としてなされた刑事規制の許容性を問題とした古い事例（*Winters*判決[3]）があったのみで、連邦最高裁では暴力的表現の規制可能性が正面から争われた例はながく見られなかった。ただ、下級審レベルで、暴力的なゲームの規制の可否が問題とされ、これが厳格審査により違憲とされる例が確認されていた[4]。

このような状況のなか、2011年6月27日のBrown v. Entertainment Merchants Association判決[5]（以下、「*EMA*判決」という）で、連邦最高裁は暴力的ビデオ・ゲームを規制するCalifornia州法案を修正1条違反とする注目すべき判決を下した。同判決には、法廷意見（5名）と、一つの結論同意意見（2名）、二つの反対意見（各1名）が付され、また、最高裁には各界から多くの意見書が提出されており、暴力的ビデオ・ゲームの規制に固有の多くの論点について、注目すべきやりとりが見られる。以下、本論文では、*EMA*判決がもたらした新たな展開を紹介することによって昨年公表の前記論文を補完するとともに（1）、その後の展開によって明らかとなった暴力的表現に特有の問題点を整理することにする（2）。

3　Winters v. New York, 333 U.S. 507 (1948). この事例で問題とされたNew York州法は、「猥褻な（Obscene）印刷物・文書」の節に規定された、「淫らな行為（Indecency）」と題された処罰規定において、猥褻な書籍等だけでなく、犯罪のニュース、警察の報告書、犯罪行為の記述、「流血（bloodshed）、欲望（lust）や犯罪の行為」に関する写真・文章などを主内容とする書籍等の出版や頒布を重罪とするものであり、連邦最高裁はこの規定を漠然不明確ゆえに無効と判断した。

4　藤井・前掲論文注（1）19頁、東川浩二「合衆国における残虐ゲームの法的規制」金沢法学49巻1号1頁（2006)。

5　Brown v. Entertainment Merchants Association, 2011 U.S. LEXIS 4802 (2011).この事例については、本稿の脱稿よりも時期的に先行する2011年9月2日に実施された、日米法学会「アメリカ法」の座談会において東川浩二教授が詳細に紹介・論評され、出席の諸先生方から多大なご教示をいただいた。また、本稿脱稿後の2011年12月3日に、関西アメリカ公法学会2011年度総会・研究会において、桧垣伸次氏による判例報告「Brown v. Entertainment Merchants Association（子供への暴力的ビデオゲーム販売の禁止と修正1条)」が予定されている。

1　*EMA*判決

（1）事実の概要

2005年のCalifornia州議会法案1179号（以下、「本件州法」という）[6]は、「暴力的ビデオ・ゲーム（violent video games）」を未成年者に販売またはレンタルする行為を禁止し、パッケージに「18」と表示するよう義務づけた。本件州法の適用対象となるのは、「人間の画像に対し、殺し、損傷し、手足をばらばらにし、または性的暴行を加える」ことができるゲームである。そして、合理的な人がそのゲーム全体を考察して、「未成年者の、逸脱した、または、不健全な興味に訴えるもの」だと認めるものであることを要する。また、そのゲームが、未成年者にとって何が適切であるかに関するコミュニティの支配的な基準に照らして「明らかに不快である（patently offensive）」ことが求められる。ただし、そのゲームが全体的にみて、「未成年者にとって重要な文学的、芸術的、政治的、または、科学的価値」を欠くものでなければならないという[7]。違反者には、1000ドル以下の民事制裁金を科すことができるとされた[8]。

ビデオ・ゲームおよびソフトウェア業者を代表する原告らが、連邦地裁に執行前差止訴訟を提起したのが本件である。連邦地裁は、本件州法を修正１条違反と判断し、その執行を恒久的に差し止めた[9]。連邦控訴裁（第９巡回区）も、原判決を支持した[10]。裁量上告を受理した連邦最高裁は、以下のように７対２で、本件州法を修正１条違反と判断した。

（2）Scalia法廷意見

Scalia法廷意見（Kennedy, Ginsburg, Sotomayor, Kaganが同調）は、

6　Cal. Civ. Code Ann. §§1746-1746.5 (West 2009).

7　§1746 (d)（1）(A).

8　§1746.3.

9　Video Software Dealers Association v. Schwarzenegger, 2007 U.S.Dist. LEXIS 57472 (2007).連邦地裁によると、本件州法は内容規制にあたるので厳格審査を適用すると、本件州法は未成年者の心身の健全性を保護するcompelling interestを促進することを目的とするが、目的達成手段が最小限度であるとはいえず、本件州法が規制目的を促進することが立証されていないので、本件州法は違憲であり、その執行を恒久的に差し止めることとされた。

まず、ビデオ・ゲームが修正１条による保護を受けることを承認する。猥褻文書、煽動表現、喧嘩を売る言葉は、明確に定義され限定された保護されない言論であるが、動物虐待描写物の頒布等を処罰する連邦法の合憲性が問題とされた*Stevens*判決は、保護されない言論とされる新たなカテゴリーをバランシングによって創設することを求める政府側の主張を斥け、長い禁止の伝統を欠くような保護されない言論を新設することはできないとした。この判断が本件にも妥当し、保護の例外とされる猥褻文書は性的行為の描写に限られるという。そして、他人に対する犯罪を煽動するような流血や欲望のストーリーを禁止した州法を漠然不明確ゆえに無効とした*Winters*判決は、修正１条によって保護される言論の制限に用いられる判断基準を適用したことにより、暴力表現が猥褻文書に含まれないことを明確にしたというのである。また、本件州法は、*Ginsberg*判決[11]で合憲とされた未成年者への猥褻文書の販売を禁止する州法[12]にならっているが、子どもに向けられた言論に対する全く新たな内容規制のカテゴリーを設けようとするもので、前例のないものだという。暴力的描写物への子どものアクセスをとくに制限する長い伝統も認められないという[13]。さらに、小説、

10　Video Software Dealers Association v. Schwarzenegger, 556 F.3d 950 (9th Cir. 2009). 連邦控訴裁によると、本件州法は内容規制にあたるので厳格審査を適用すると、未成年者に現実に精神的害悪が加えられるという因果関係が科学的に立証されていないので、本件州法は違憲であるとされた。連邦最高裁によるcertiorari請求受理の段階に公表されたstudent noteの一つは、暴力的ビデオ・ゲームの規制の必要性を認めつつ、本件州法の広汎性と漠然不明確性を理由に、これを違憲とすることで連邦最高裁が指針を示す価値があると主張していた。Jeffrey Rose-Steinberg, Note, *Gaming the System: An Examination of the Constitutionality of Violent Video Game Legislation,* 35 Seton Hall Legis. J. 198, 220 (2010).

11　Ginsberg v. New York, 390 U.S. 629 (1968).

12　*Ginsberg*判決で問題となったNew York州法は、未成年者に有害な「裸体、性的行為、性的興奮、またはサド・マゾ的虐待」の描写物の未成年者への販売を禁止するものであった。未成年者に有害とされる描写物とは、①もっぱら未成年者の好色的な、恥ずべき、または、不健全な興味に訴えるものであり、②成人コミュニティの支配的な基準に照らして明らかに不快なものであり、③埋め合わせとなる未成年者にとっての社会的重要性を全く欠くものだと定義されていた。2011 U.S. LEXIS 4802, at 12-13, *Ginsberg*, 390 U.S. at 645-647 (Appendix A).

映画、ラジオ、マンガ、テレビなどと異なり、ビデオ・ゲームには双方向性があるという州側の主張については、あらゆる文学は双方向的であるからビデオ・ゲームだけが特別だとはいえないというのである[14]。

次に、Scalia法廷意見は、本件州法が保護された言論の内容規制にあたるので、厳格審査を適用し、compelling government interest（絶対的な政府利益）のためにnarrowly drawn（狭く限定されたもの）であることを要するという。そして州は、解決すべき現実的な問題を特定し、自由な言論の制限が現実的に必要であることを示さなければならないという。そして、州は厳格審査を満たしていないという。まず、暴力的ビデオ・ゲームと未成年者への害悪との直接の因果関係が証明できていないという[15]。以上から、本件州法は以下の2点で過小包摂（underinclusive）であるという。すなわち、①同様の効果が認められるテレビ等の他の媒体が規制されていない点と、②保護者が許可すれば危険とされるゲームが子どもに与えられてもよいとしている点である。また、以下の点では過大包摂（overinclusive）でもあるという。すなわち、すべての子どもに配慮してくれる保護者がいるわけではない点である。この点で、本件州法は子どもに配慮する両親の権限を補助するという目的のために狭く限定されているとはいえないというのである。

13　グリム童話や、高校で教材とされるギリシャ神話に、暴力的表現が含まれることが例示されている。2011 U.S. LEXIS 4802, at 16-18.

14　American Amusement Machine Association v. Kendrick, 244 F.3d 572 (7th Cir. 2001)（暴力的ビデオ・ゲームに対する同様の規制を違憲とした）におけるPosner判事の見解を引用している。2011 U.S. LEXIS 4802, at 21.また、Alito結論同意意見が指摘する、高度に暴力的でリアルなゲームの規制の必要性については、言論に含まれる思想がそれを禁止する理由となってしまう危険性を指摘している。*Id.* at 21-22.

15　例として、州が証拠としてあげるCraig Anderson博士の研究結果は、暴力的な娯楽と些細な現実的効果との間に何らかの相関関係があることを示しているにすぎないという。*Id.* at 23-24.また、テレビ等の他の媒体と異なることも示されていないとして、“Bugs Bunny” や “Road Runner” などのアニメ、“Sonic the Hedgehog” などの “E” 指定（すべての人に適しているとされる分類）のゲーム、あるいは銃器の絵を子どもが見た場合の効果が、暴力的ビデオ・ゲームの効果と同様であるとする同博士の認定が示される。*Id.* at 24.

（3）Alito結論同意意見

Alito結論同意意見（Roberts長官が同調）は、本件州法を違憲とする法廷意見の結論に同意しつつ、そのアプローチに賛成できないとして、新技術に関する立法者の判断を尊重する必要性を指摘する。そして、暴力的ビデオ・ゲームが本やラジオ、テレビなどと異なると考える点で、法廷意見と見解を異にするというのである。

Alito結論同意意見は、州法による「暴力的ビデオ・ゲーム」の定義が漠然不明確であるという理由で違憲とすれば足りるという。つまり、本件州法は「限定的な明確性（narrow specificity）」をもつ定義をしておらず、*Ginsberg*判決が合憲としたNew York州法とは重要な違いがあるという。すなわち、本件州法による定義は*Miller*判決[16]に基づくハード・コアな猥褻文書の定義を修正したものであるが、本件州法による定義は限定的機能を果たしておらず、適正な告知（fair notice）を提供していない点で違憲だというのである[17]。

以上に加え、Allito結論同意意見は、*Stevens*判決が本件でも妥当するとした点でも法廷意見を批判し、両事件は異なるという[18]。また、本件州法は両親の決定権を強化しようとするにとどまり、法廷意見がいうような、恣意的に思想を制限しようとする権限行使ではないという。さらに、近年のビデオ・ゲームは高度なリアリティや参加による臨場感を提供し、そのなかには極度に暴力的なゲームがある点で[19]、書籍、ラジオ、テレビなどの他の媒体と異質であることを指摘し、この点でも文学とゲームの双方向性を同視する法廷意見を批判する。以上から、Alito結論同意意見は法廷

---

16 Miller v. California, 413 U.S. 15 (1973).

17 本件州法の要件に含まれる、「逸脱した（deviant）」、「不健全な（morbid）」という用語の定義がないこと、猥褻文書の禁止には長い歴史があり一般的規範が形成されていること、本件州法が未成年者を一括していることが指摘されている。2011 U.S. LEXIS 4802, at 63-66.

18 *Stevens*判決で違憲とされた州法がすべての人に対する禁止であったこと、法廷意見が依拠するのは*Stevens*判決の動物虐待映像が保護されない言論にあたるとした部分であること、さらに限定的な州法による規制可能性を*Stevens*判決が否定していないことが指摘されている。*Id.* at 67-69.

19 Columbine高校乱射事件やVirginia工科大学乱射事件を再現し犯人を演じるゲームや、少数人種を殺傷するゲーム、Kennedy大統領を狙撃するゲームなどが作られていることが指摘されている。*Id.* at 77.

意見と異なり、立法者による社会問題への取り組みを評価し、本件州法と異なる条文からなる制定法であれば合憲とする余地を残すのである。

（４）Thomas反対意見

Thomas反対意見は、その冒頭部分で、主張の要点を以下のようにまとめている。すなわち、本件州法を文面上違憲とした法廷意見は、修正１条の一般人による原理解と相容れない。つまり、建国期の人々の原理解によると、「言論の自由」には、両親・保護者を介さずに未成年者に向けられる言論の権利（未成年者が言論にアクセスする権利）は含まれていなかったという。そして、建国期の人々の実践や観念によれば、両親を介さずに未成年の子どもになされる言論は、言論から除外されるカテゴリーの一つであると認められ、両親が未成年の子どもに対する絶対的権限をもち、両親が子どもの健全な発育のためにその権限を行使することが期待されると建国期の人々が考えていたことが、歴史的証拠によって示されるというのである。

Thomas反対意見によれば、以下の歴史的事実が認められる。まず、子どもが本質的に罪深い存在であるという観念を背景とする、絶対的な父権がニュー・イングランド植民地におけるピューリタンの伝統であった[20]。革命期にその観念が変化し、子どもを白紙の存在（blank slate）とみる傾向が強くなったが、子どもが読む本のコントロールなどを通じて、両親が子どもの健全な発育を図る大きな権限をもつという考え方は継続し[21]、子どもの可塑性が認識され、子どもに与えられる影響への懸念から、両親による注意深い監護と養育が求められるようになった[22]。そして、この権限は学校教育の場にも拡張された。また、子ども向け書籍の統制がなされ、子どもが読む本については両親の全面的な権限が認められた。そして、両

20　17世紀のMassachusetts植民地、および、Connecticut植民地、New Haven植民地、Plymouth植民地、New Hampshire植民地における、両親の同意なしに酒場で子どもに食事を提供することを禁止した法律、16歳以上の子どもが父母に反抗する行為が死刑を科しうる犯罪であるとした法律が例示されている。*Id.* at 83-85.

21　子どもが白紙の存在であるので両親が注意深く教育しなければならないと説くJohn Lockeの思想、子どもの自然な成長を重視しつつその発育のために両親のコントロールが必要であると説くJean-Jacques Rousseauの思想が例示されている。*Id.* at 86-87.

親の権限は州の強制的権限によって裏付けられたというのである[23]。

Thomas反対意見は、以上の歴史的事実から、未成年者に対する両親を介さない無制限の言論の権利が言論の自由に含まれないというのが制憲者ないし建国期の人々の理解であり、この種の言論は歴史的に保護されないとされるカテゴリーに該当するという。また、先例も、対未成年者の言論の自由を、対成年者の言論の自由と同様には保障していないという。

そして本件州法は、文面上違憲の要件（州法が有効とされる場面が皆無であること、明らかに適切な適用範囲がないこと、適用場面の大部分が違憲であること）を満たしておらず、かりにビデオ・ゲームが言論であると仮定しても、本件州法が規制するのは両親や保護者を経由しない言論だけであるから、言論の自由の原意に照らし、修正１条違反にはならないというのである。

（５）Breyer反対意見

Breyer反対意見は、以下のように、伝統的な修正１条分析によって本件州法を合憲とする結論を導いた。まず、州法の適用場面の大部分が違憲であることが文面上違憲の要件であるとされ、行動・言論の両方を伴う行為の規制である場合には、文面上違憲とすることがさらに困難になるとされる。そして、高度に暴力的でリアルなビデオ・ゲームの17歳未満の者への販売の規制が、本件州法の合憲的に適用可能な核心部であり、この部分は大きく、これ以外の部分は小さいという。また、本件州法が規制する行為は、行動と言論が結合したものであるという。そして、漠然性の法理と厳格審査を適用するとし、「暴力の描写」でなく「児童の保護」というカテゴリーが重視されるとして、児童に向けられたコミュニケーションの規制を、対成年者の場合と同じ修正１条の要求に従わせる必要はないという

22　これに関連して、共和国を構成する有徳な市民の養成という革命期の思想が指摘されている。*Id.* at 91.また、子どもの成長を規律する両親の権利義務の観念の例証として、Thomas Jeffersonが子どもに読んだ本の報告を求めるなどの厳しい躾を行った例が挙げられている。*Id.* at 92-93.

23　18世紀から19世紀の法律における両親の保護・教育権限を示すものとして、William Blackstone卿の見解のほか、子どもに対する両親の権限を認めた諸州の判例、未成年者の行為に対する両親の同意等を要求する連邦および諸州の法律が例示されている。*Id.* at 99-102.

のである。次に、暴力の描写を、猥褻文書やチャイルド・ポルノのような修正１条により保護されない言論とする必要はないという。動物虐待表現が保護されない言論にあたるという主張を斥けた*Stevens*判決は、伝統的な修正１条分析により過度に広汎ゆえに無効とする結論をだしたが、本件でも同様に、伝統的な修正１条分析を要するというのである。

Breyer反対意見によれば、本件州法は適正な告知を提供しているので許容されないほど漠然不明確だとはいえないという。つまり、*Ginsberg*判決が明確性を肯定して合憲とした、未成年者に対する猥褻文書の販売を禁止する州法と本件州法とを比較すると、漠然不明確性の点で違いが認められない[24]。この点で、本件州法が依拠する*Miller*判決によるコミュニティ基準を含む猥褻文書の定義は、不明確だとはされなかったという[25]。そして、業界が基準を設定して審査している点で猥褻性よりも判断が容易であること、*Alito*意見が述べるような猥褻判断の確立した基準があるとはいえないことを指摘するのである。

Breyer反対意見は次に、ビデオ・ゲームが身体的行動と表現を結合したものだと述べ、そこに重要な表現・芸術の要素が含まれることから、修正１条の厳格審査を適用するとしつつ、これを機械的に適用するのではなく、自由侵害の程度や保護すべき利益の性質などの諸要素を評価するという。また、厳格審査を満たして合憲とすることは、困難であっても不可能ではないという[26]。

そして、Breyer反対意見は、①本件州法による表現の制限が控えめなものであること（子どもによる極度に暴力的なビデオ・ゲームの購入だけ

24　New York州法の「裸体（nudity）」という文言と、本件州法の「殺す（kill）」、「損傷する（maim）」、「手足をばらばらにする（dismember）」という文言を比較すると、後者のほうが理解困難だとはいえないと指摘している。*Id.* at 116.

25　*Miller*基準の「好色的な（prurient）」、「恥ずべき（shameful）」という用語が、本件州法では「逸脱した（deviant）」という用語に置換された点、本件州法では「未成年者にとって（for minors）」という語句が３カ所で追加されている点に違いがあるが、前者により適用範囲の明確化・限定が損なわれたとはいえず、後者は*Ginsberg*判決によって承認されたと指摘している。*Id.* at 117-118.

26　厳格審査によっても合憲とされる諸事例があげられ、*Ginsberg*判決も、子どもを保護することにcompelling interestが認定された例とみることが可能だと指摘している。*Id.* at 124.

を禁止し、映画や書籍を規制していない)、②両親の養育権限を助け若年者の福利を促進する州の利益が “compelling” であること(暴力的ビデオ・ゲームが子どもの攻撃性を助長する効果に各種の科学的証拠がある、暴力的行為に参加するゲームのほうが映画、本、テレビ等よりも害悪が大きい、複数の専門機関がビデオ・ゲームの害悪を肯定している)③制限度の少ない代替手段が認められないこと(成人向け表示のゲームを17歳未満の者に販売しないよう努める自主規制には実効性がない)を指摘する。

以上から、本件州法は文面上合憲であるという(ただし、17歳の者への適用などが適用違憲となるかは別問題であるとする)。そして、法廷意見の結論では、13歳の者に対する猥褻文書の販売を禁止できるが、裸体が登場するゲームの販売を禁止できないことになり不都合だと付言している。

2 暴力的表現の規制を考える

(1)暴力的表現は「保護されない言論」といえるか

*EMA*判決は、暴力的表現規制の許容性という、現代の社会問題にも密接に係わる注目すべき判断であるとともに、「保護されない言論」というカテゴリーがあるのか、そのようなカテゴリーがあるとしてそれはどのように画定されるのかという、基本的な表現の自由法理に関する重要な判断を含んでいる。一方で、Scalia法廷意見とAlito結論同意意見は、暴力的ビデオ・ゲームが修正1条による保護される言論に含まれるとする点、結論として本件州法を違憲とする点で一致したが、違憲判断を導く理由の部分で見解を異にし、Alito結論同意意見には本判決の射程を限定する多くの留保が付された。また、Breyer反対意見は、暴力的ビデオ・ゲームが修正1条による保護される言論に含まれるとした点では、違憲の結論を導いた7名の裁判官と同じ立場にたったが、本件州法に厳格審査を適用してもなお合憲となるとして、多数意見と結論を異にした。他方で、Thomas反対意見は、本件州法が規制する暴力的ビデオ・ゲームの頒布を、両親・保護者を介さずに未成年者に向けられる言論の権利、およびその表裏をなすものとしての未成年者が言論にアクセスする権利という、さらに一般的な範疇の一部としてとらえ直し、建国時の人々による一般的理解に照らして、これが保護されない言論のカテゴリーに含まれると認定し、本件州法

を合憲とする結論を導いたのである（**【表】**を参照)。つまり、Thomas反対意見だけが、他の裁判官が認めていない保護されない言論のカテゴリーを承認しており、この点で注目すべき見解だといえる。

連邦最高裁の判例法理によれば、猥褻文書、煽動表現、喧嘩を売る言葉、チャイルド・ポルノなどの限定的なカテゴリーが、修正１条によって保護されない言論であると位置づけられ、これらの表現については内容規制が容認され、表現行為の抑制や刑事処罰が憲法上の問題とならないとされる[27]。この点に関し、動物虐待描写物の頒布等の規制に関わる前開廷期の*Stevens*判決のRoberts法廷意見（８名）は、バランシングにより動物虐待描写物が保護されない言論に含まれるとする政府側の主張を斥け、当該連邦法を過度に広汎ゆえに違憲としていた。また、Alito反対意見も、動物虐待描写物が保護される言論であるとする点には異議を唱えず、厳格審査を適用しつつ当該連邦法が過度に広汎ゆえに違憲であるとはいえないという逆の結論を導いたのである[28]。すなわち、両事件に関与した裁判官の立場を比較すると、①動物虐待描写物は保護される言論だが、暴力的ビデオ・ゲームは保護されない言論だとしたThomas裁判官、②いずれも保護される言論であるとして規制を違憲としたRoberts長官、Scalia裁判官、Kennedy裁判官、Ginsburg裁判官、Sotomayor裁判官の５名、③いずれも保護される言論だとするが、動物虐待描写物の規制は厳格審査を満たし合憲、暴力的ビデオ・ゲームの規制は違憲としたAlito裁判官、④同様にいずれも保護される言論だとするが、動物虐待描写物の規制は違憲、暴力的ビデオ・ゲームの規制は厳格審査を満たし合憲としたBreyer裁判官の、四つの立場を大別することが可能になる（退任したStevens裁判官と新任のKagan裁判官は、結果的には②に吸収される）（**【表】**を参照)。

27　2011 U.S. LEXIS 4802, at 7, citing Chaplinsky v. New Hampshire, 315 U.S. 568, 571-572 (1942).

28　藤井・前掲論文注（１）６～８頁。

【表】連邦最高裁 2 判決の比較

	意見	規制対象	結論
*Stevens*判決（2010）	Robers法廷意見（8名）	保護される	過度に広汎ゆえに違憲
	Alito反対意見	保護される	厳格審査により合憲（過度に広汎ゆえ違憲ではない）
*EMA*判決（2011）	Scalia法廷意見（5名）	保護される	厳格審査により違憲（手段が過小包摂・過大包摂）
	Alito結論同意意見（2名）	保護される	漠然不明確ゆえに違憲（規制の余地あり）
	Thomas反対意見	保護されない	合憲
	Breyer反対意見	保護される	厳格審査により合憲

暴力的ビデオ・ゲームが保護されない言論に含まれることを承認した*EMA*判決のThomas反対意見は、結果的にはバランシングによって保護されない言論とされるカテゴリーを承認しようとする州側の主張を認める形になっているが、そのアプローチには重要な相違がある。それは、Thomas反対意見が、オリジナリズムのアプローチをとり、建国時の人々の一般的な理解を手がかりに、保護される言論であるかどうかの判断の客観化を図ろうとしていることによる。そのために、Thomas裁判官は、建国期以来の関連諸法制やさまざまな思想家の教育観を証拠として指摘している[29]。もっとも、本件州法が主たる規制対象として想定しているものが、近時のテクノロジーの産物であるリアルな三次元ゲームであることを考えると、極めて現代的な社会問題への対処の正当化をも可能とするThomas裁判官のオリジナリズムのアプローチの柔軟性が目をひくところである。膨大な歴史的証拠を巧みに解釈することによって、さまざまな解釈を正当化することができるのであれば、オリジナリズムのアプローチが果たして客観的な解釈だといえるのか、という疑問も生じよう。

ただし、Thomas反対意見の射程には限界があることにも注意を要する。なぜなら、Thomas反対意見が保護されない言論だとしたのは、暴力的表現一般ではなく、保護者を媒介せずに未成年者に直接向けられる表現行為

29　前掲注（20）～（23）を参照。

という、別の角度から一般化された範疇であるからである。したがって、成年者に向けられたものであれば、高度に暴力的で極めてリアルな参加型の暴力的ビデオ・ゲームであっても、Thomas反対意見が認める保護されない言論のカテゴリーには含まれないことになる[30]。その背後には、歴史的証拠にあらわれた未成年者や子どもの保護の要請を重視する姿勢がうかがわれ、*Stevens*判決でのThomas裁判官の立場をあわせて考えれば、その要請が動物愛護の要請やクラッシュ・ビデオに随伴する反社会性を抑圧する要請よりも強いと考える姿勢であるとみる余地も生じよう。ただ、Thomas反対意見のような保護されない言論の類型化をするのであれば、当該表現行為をいったん保護される言論のカテゴリーに含めてから、厳格審査を適用したうえで、未成年者や子どもの保護の要請をcompelling interestとして考慮し合憲の結論を導くBreyer反対意見との距離はさほど大きくないともいえる。そのように考えると、保護される言論であるかないかの判断により第一段階で大きくふるいにかける理論構成と、第二段階の厳格審査の適用段階でふるいにかける理論構成との優劣評価の問題にも、関心が向けられるべきだと考えられる。

次に、暴力的ビデオ・ゲームを保護される言論に含める多数の裁判官の立場も、バランシングによってこれを保護されない言論に含めようとする州側の主張と、みかけほどの距離がないことを指摘しておきたい。この点で注目すべきなのは、本件州法にも、*Stevens*判決で問題となった連邦法にも、猥褻文書に関する*Miller*基準と同様の例外、つまり、「重要な文学的、芸術的、政治的、または、科学的な価値」（*Miller*基準[31]、本件州法）、あるいは、「重要な宗教的、政治的、科学的、教育的、報道的、歴史的、または、芸術的な価値」（*Stevens*判決で問題となった連邦法[32]）を欠く場合を適用除外とする条項が組み込まれている点である。その結果、一方で、猥褻文書の規制に関しては、対象物が修正１条により保護される言論であるか保護されない猥褻文書であるかの第一段階の判断において、表現物の

30　なお、Thomas反対意見の定義が、保護されない言論の画定に際して暴力性や残虐性といった表現内容による限定がかからない趣旨なのだとすると、政治文書などの表現物についても保護者の許可なしに頒布することを禁止することができるのかという逆の問題が生じることとなろう。

31　*Miller*, 413 U.S. at 24.

32　18 U.S.C. §48 (b).

重要性に関する価値判断がなされることになり、バランシング論からは、この作業はバランシングの一部と位置づけられることになろう。他方で、暴力的ビデオ・ゲームや動物虐待描写物の規制に関しては、第二段階の保護される言論に対する厳格審査の適用段階における、規制手段がnarrowly tailoredであるかどうかの判断、または、具体的な表現物に対する州法・連邦法の適用段階における適用審査に際して、表現物の重要性に関する価値判断がなされることになる。この価値判断は、必ずしも客観的に明確であるとは限らない。したがって、保護されない言論のカテゴリーの新設に慎重な多数の裁判官の立場も、第二段階の厳格審査の適用段階の判断を含めて考えれば、バランシング論と大差ないという評価も十分に可能である。この点からも、保護される言論であるかないかの判断により第一段階で価値判断を介在させる理論構成と、第二段階の厳格審査の適用段階で価値判断を介在させる理論構成との優劣評価の問題に、関心が向けられるべきである。

以上に加えて、「保護されない言論」の理論自体の必要性・妥当性に関する基本的な問題を考える必要がある。猥褻表現などの一定のカテゴリーを「保護されない言論」(または「低い価値の言論」)とする法理は、日本でも芦部信喜教授により、「定義づけ衡量(definitional balancing)」、または、「範疇化的衡量(categorical balancing)」の名で、表現内容規制の合憲性判断基準を客観化する有力な考え方として肯定的に評価されてきた。芦部教授は、性表現と名誉毀損的表現を例にあげ、以下のように述べる。「もともとこの二つの表現行為は、刑法によって処罰の対象とされており、憲法で保障される『言論・表現』には含まれないものと考えられてきた。しかし、包括的な猥せつ概念をあらかじめ設定し、それに該当するものを猥せつ的表現(性表現)として『言論・表現』の枠内から排除してしまうと、猥せつ概念の決め方いかんによっては、憲法上当然に保障されるべき表現行為が大きく制限されるおそれなしとしない。そこで猥せつ概念を表現の自由とそれに対抗する社会的価値を衡量しながら厳密にしぼって定義づけ、この定義に該当しないかぎり性表現にも憲法の保障を及ぼしてゆく必要がある。」「この点は名誉毀損についても同様である。……何が名誉毀損か、誰に対して、どのような状況の下でなされた表現が名誉毀損として処罰されるのか、これまた対立する価値ないし利益をあらかじめ衡量して、名誉毀損の概念を厳密にしぼって定義づけしておく必要がある[33]。」「この

種の表現は価値が高いか低いかはともかく、長期にわたって表現の自由の保障の外に置かれてきたものであるから、定義づけ衡量が、表現の自由の価値と規制する公共的利益のもつ価値とを衡量しながら、わいせつや名誉毀損などの概念をできるかぎり絞って定義づけたり、また、各類型の表現が制約される要件ないし情況は何であるかを精密に画定したりすることによって、わいせつに近い性表現（淫らな下品な表現）や名誉毀損に当たるような表現、または忌まわしい差別表現にも、できるかぎり憲法の保障を及ぼしていくことを志向する手法であるかぎり、その意義は十分評価するに値しよう[34]。」

表現の自由と社会的価値との衡量により憲法による保護を受けないカテゴリーを限定的に承認すべきことを説く点で、芦部説は、アメリカ連邦最高裁の*Miller*基準などの判例法理と共通している[35]。ただ、芦部説は、同法理のロジックによって保護されない言論が安易に拡張されることを警戒し、むしろ保護される部分に憲法による保障を及ぼすべきことを強調している点に特徴がある。もっとも、保護されるべき言論の憲法による保障の最大化や合憲性判断基準の客観化が、保護されない言論というカテゴリーを承認する法理によってなされるという評価には疑問の余地がある。前述のように、*Stevens*判決・*EMA*判決では、動物虐待描写物や暴力的ビデオ・ゲームを保護される言論とする立場が多数を占め、規制を違憲とする結論が正当化された。この立場は、有害とされる表現行為にも憲法による保護を及ぼす帰結を導いている。他方で、問題の表現行為を保護される言論と

33　芦部信喜『憲法学Ⅱ　人権総論』231～232頁（1994）。

34　芦部信喜『憲法学Ⅲ　人権各論（１）（増補版）』410～411頁（2000）。

35　この点に関連して、「保護される言論」の範囲が、一段階のプロセスで画定されるのか二段階のプロセスで画定されるのかという観点から諸説を分類する見解がある。この見解は、「定義的衡量論」を提唱したMelville B. Nimmerの所説を、「事前の利益衡量という一段階の作業」によって「保護される言論」に該当するかどうかを決する「一段階審査」に分類している。奈須祐治「アメリ合衆国憲法修正第１条の射程―言論の自由法理の構造に関する比較法的考察―」佐賀経済論集41巻３号75頁、79～83頁（2008）。本論文の立場からは、そこにいう「事前の利益衡量」による「保護される言論」の画定、イコール具体的事件の結論という枠組であるのか、「事前の利益衡量」による「保護される言論」の画定ののちに、さらに実質的な審査を経て具体的な事件の結論が定まるという枠組であるのかを明確に区別する必要があると考える。

しながら、厳格審査によって合憲の結論を正当化する反対意見（*Stevens*事件Alito反対意見、*EMA*判決Breyer反対意見）は、厳格審査の適用段階でcompelling interestの有無などの実質的な審査をしたうえで合憲としており、問題の表現行為を第一段階のふるいで保護されない言論として合憲の結論を導く立場（*EMA*判決Thomas反対意見）と比較して、表現活動の憲法的保障の程度や合憲性判断基準の客観性の点で、劣っているとは考えにくい。また、前述のように、対象となる表現行為を保護される言論に含めてから価値判断を介在させる理論構成をとっても、*Miller*基準が第一段階で保護されない言論を画定するために要求する価値判断が省略される訳ではなく、同様の判断がいわば第二段階に移行するにすぎず、この点でも表現活動の憲法的保障の程度や合憲性判断基準の客観性の点に格段の相違が生じるとは考えにくい。

以上から、保護されない言論の理論自体の存在意義に疑問があると考える。この法理の背後には、有害性が高いとされてきたカテゴリーの行為を憲法による保護範囲に含める理論構成に対する抵抗感があったと思われる。日本国憲法解釈の文脈でも、同様の考慮は、幸福追求権（13条）に関する一般的自由説に対峙する人格的利益説、思想・良心の自由（19条）に関する内心説に対峙する信条説にもみられる。すなわち、他者加害的な行為、自己加害的な行為や些細な行為など、憲法による保護範囲に含める理論構成に抵抗感・違和感のあるカテゴリーを、実質的な審査の前段階でその保障範囲から除外しておこうという発想が、これらの見解の背後にあったと考えられる。しかし、表現規制に関する前述の考察のように、第一段階の審査においても実質的な価値判断が避けられないのだとすれば、実質審査を分断して憲法の保障範囲に価値的限定を加えることに、大きな意味があるとは思えない。アメリカ連邦最高裁の*Stevens*判決・*EMA*判決は、*Miller*基準を含めた判例法理全体を再考するきっかけとされるべきである。

（２）暴力的表現の規制は可能か

*EMA*判決は、暴力的表現の規制可能性を考える上でも、多くの興味深い論点を提供している。

第一に、*EMA*判決で問題とされたのは、暴力的表現一般ではなく、*Miller*基準類似の所定の要件に該当する暴力的ビデオ・ゲームの規制であった。また、そこでの禁止対象は、暴力的ビデオ・ゲームを保護者の許可な

しに未成年者に頒布する行為等であり、ゲームの製造はもちろん、他の方法による頒布も禁止対象となっていなかった。したがって、この事例は暴力的表現の規制一般を射程とするものではないが、禁止の必要性が高いと考えられる分野の規制でさえ違憲とされたことから、他のメディアによる暴力的表現や成人に対する暴力的表現などを含む、暴力的表現一般の規制は当然許されないという見方も不可能ではない。ただ、当該州法を漠然不明確ゆえに無効とするにとどまり、しかも異なる条文による規制の余地を留保するAlito結論同意意見（2名）と、当該州法を合憲とする反対意見とをあわせると、暴力的ビデオ・ゲームの規制可能性に肯定的なのは4裁判官となり、この点については僅差だったといえる。また、高度にリアルで臨場感のある暴力的ビデオ・ゲームとされるものについても、現時点の技術水準のもとでの評価だといわざるをえず、日進月歩の分野において、今後想像を上回る事情の変化が生じない保証はない。さらに、Scalia法廷意見も、規制手段の過大包摂・過小包摂を違憲判断の根拠としているにとどまり、規制目的の正当性を否定してはおらず、ラベル表示のみの規制など、より制限度の少ない販売方法等の規制に関しては、許容される余地があると考えることも可能である[36]。

第二に、暴力的ビデオ・ゲームの規制と、さまざまな隣接分野の規制との関係が問題になる。まず、暴力表現と猥褻文書との異同が問題になる。*EMA*判決Scalia法廷意見は、猥褻文書規制の一環としての暴力表現規制[37]の許容性が問題になった*Winters*判決について、暴力表現が猥褻文書に含まれないことを明確にしたものと理解したが、暴力表現が同時に猥褻表現

36　業界での自主規制の有効性を根拠に、州による規制を不要とする見解がある。See Robert H. Wood, *Violent Video Games: More Ink Spilled than Blood - An Analysis of the 9th Circuit Decision in Video Software Dealers Association v. Schwarzenegger*, 10 TEX. REV. ENT. & SPORTS L. 103 (2009). このような立場からは、自主規制の有効性を確保するための規制や、自主規制が有効でない場合の補完的規制の必要性が許容される余地が生じると考えられる。

37　*Winters*判決で問題となった州法は、州最高裁によって犯罪の煽動をも要件としていると解釈されており、煽動表現規制としての要素も競合していたという特徴がある。19世紀末から20世紀初頭にかけて、*Winters*事件で問題とされたNew York州法と同様に、猥褻規制の一環として暴力的表現を規制する例が各州にみられた。KEVIN W. SAUNDERS, VIOLENCE AS OBSCENITY: LIMITING THE MEDIA'S FIRST AMENDMENT PROTECTION 113-118 (1996).

にも該当する例は多く、*EMA*判決で問題になった州法による規制対象の定義にも、「人間の画像に対し……性的暴行を加える」ことができるゲームが含まれていた。さらに、*Ginsberg*判決で合憲とされた未成年者に対する猥褻文書の頒布を規制する州法にも、未成年者に有害な「サド・マゾ的虐待」の描写物を規制対象の定義中が含まれており、暴力表現規制と猥褻表現規制が部分的に重複・競合する例は少なくない[38]。暴力的ビデオ・ゲームを未成年者に対する有害表現という上位概念の一部ととらえ、より包括的な分類を重視する場合には、暴力表現と猥褻表現の境界はさほど問題とならないといえ、*EMA*判決Thomas反対意見にはそのような色彩が強いと考えられる。現在の日本では、各都道府県条例による青少年に対する有害図書の規制が一般化しているが、多くは、①猥褻表現、②暴力・残虐表現、③犯罪・自殺助長表現の３類型を基礎にしている[39]。このうち、犯罪助長表現は、アメリカ最高裁の判例法理により保護されない言論の例として猥褻文書とともにあげられる、煽動表現のカテゴリーと重なりあうものと考えられる。日本の現行法制は、青少年に対する有害性による包括的なカテゴリー化に注目しているが、暴力表現に対して他のカテゴリーと

38 *Miller*基準の拡張により、暴力的ビデオ・ゲームの規制を許容すべきだと主張するものとして、以下の文献を参照。Jennifer Chang, *Rated M for Mature: Violent Video Game Legislation and the Obscenity Standard*, 24 St. John's J. L. Comm. 697, 724-729 (2010).

39 内閣府による「都道府県における青少年条例・規則等の制定状況」の調査結果として、https://skcao.go.jp/code.htmlを参照（2011年10月９日最終確認）。岐阜県青少年保護育成条例事件で問題とされた条例による有害図書規制においても、「著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある」と認められる内容の図書を、知事が有害図書として指定するものとされていた（６条１項)。最高裁は、「本条例の定めるような有害図書が一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮の助長につながるものであって、青少年の健全な育成に有害であることは、既に社会共通の認識になっているといってよい」と述べており（最三判平成元年９月19日刑集43巻８号785頁)、猥褻性だけでなく残虐性が青少年に対する有害性という上位概念に包摂されることを前提としたと理解できる。また、2010年12月の改正時に話題を集めた東京都青少年健全育成条例（主たる改正部分は2011年７月１日に施行）は、規制対象とされる不健全な図書類の定義に「残虐性を助長」するものを含み（７条２項、８条１項１号)、「強姦等の著し

同様の規制が可能かという問題にも、いっそうの関心が払われるべきだと考える。

次に、未成年者に対する有害性という観点からの規制対象の一般化との関連で、ヘイト・スピーチ規制との関係が問われる必要がある。特定または不特定のマイノリティに対する極端に差別的な言論が、未成年者に対する有害表現に該当する可能性があるからである。ヘイト・スピーチの害悪の内容については、批判的人種理論などからも多様な議論が展開されている[40]。この点について、Kevin W. Saundersは、猥褻性とはキリスト教的伝統において人間が獣同然に堕落したことを示すものであり、ヘイト・スピーチも現代的意味での人間の堕落を示すものであるから、ヘイト・スピーチは猥褻文書と同様に子どもにとって有害であるとしている[41]。*EMA*判決Scalia法廷意見は、ヘイト・スピーチ規制に関連する先例であるR.A.V.判決[42]を、猥褻文書などの保護されない言論が限定的に存在すること、厳

く社会規範に反する性交又は性交類似行為」を「著しく不当に」賛美・誇張する表現物については、漫画、アニメーション等の非実写の画像についても規制対象としたが（8条1項2号、9条の2第1項2号)、この点で、猥褻性の要素と暴力性・犯罪性を含む反社会性の要素を併有する表現物を青少年にとって有害度の高い類型であると評価して特別な規制を定めたものと位置づけることができる。なお、暴力性という観念と残虐性・残忍性または残酷性という観念とは、厳密には一致せず、災害に関する描写のように、暴力性が後退し残虐性・残忍性または残酷性が濃厚となる表現行為も想定可能である。戦争報道写真を素材に惨劇報道の意義を考察するものとして、土佐弘之「戦争報道写真―惨劇を再現することの困難性―」藤野寛＝齋藤純一編『表現の〈リミット〉』159頁（2005）を参照。

40　桧垣伸次「ヘイト・スピーチ規制と批判的人種理論」同志社法学61巻7号231頁、255～261頁（2010)、小谷順子「アメリカにおけるヘイトスピーチ規制」駒村圭吾＝鈴木秀美編『表現の自由Ⅰ　状況へ』454頁、469～472頁（2011)。

41　KEVIN W. SAUNDERS, DEGRADATION: WHAT THE HISTORY OF OBSCENITY TELLS US ABOUT HATE SPEECH 47-48, 100, 167-169, 175-183, 194-196 (2011), KEVIN W. SAUNDERS, SAVING OUR CHILDREN FROM THE FIRST AMENDMENT 179-180, 188, 197-198 (2003). Saundersは、暴力的ビデオ・ゲームの規制についても、オリジナリスト的分析をもとに、両親の許可があったとしても子どもに触れさせない規制が可能だと論じている。SAUNDERS, SAVING OUR CHILDREN FROM THE FIRST AMENDMENT 150-153, Kevin W. Saunders, *Government Censorship of Media: The Framers, Children, and Free Expression* 25 N. D. J. L. ETHICS & PUB. POL'Y 187, 236 (2011).

格審査が “compelling interest” と “narrowly drawn” を要求することを示す先例とて引証するにとどまり、未成年者に対するヘイト・スピーチの頒布等の規制可能性について論じてはいないが[43]、Thomas反対意見は、ヘイト・スピーチも含めた有害表現の規制にも及ぶ含意をもつものといえる。

第三に、暴力的表現の規制根拠を明確にし、有害行為を抑止するための表現規制の類型との関係で規制可能性を考察する必要がある。筆者は、有害行為を抑止するための表現規制を、犯罪行為などの有害行為を誘発する表現物の規制（未然防止型、事前抑止型）と、犯罪行為などの有害行為を素材とする表現物の規制（追認拒否型、事後承認拒絶型）とを区別する必要性を指摘した[44]。*EMA*判決で問題となった州法による暴力的ビデオ・ゲームの規制は、未成年者の暴力性の助長などの悪影響を防止することを目的としていると考えられる。これが、未成年者の保護を最終目的とする規制であれば、本人保護のためのパターナリズム的規制に分類できる。また、粗暴化した者による有害行為による被害者や社会全体の保護を最終目的とする規制であれば、表現物の影響力によって誘発される後発の有害行為を抑止するための未然防止型の規制に分類されよう。この種の規制を正当化するためには、表現行為とその影響との因果関係の存在が立法事実として認定されなければならず、*EMA*事件でも、双方当事者が多くの専門家の意見書を提出した。ただ、多くの専門的意見からいずれの立場のものを採用するかという判断には、困難が伴うことも考えられる[45]。以上のほか、有害行為を抑止するための追認拒否型の表現規制としての暴力的表現の規制もありうる。例えば、現実の犯罪行為などの描写物の頒布や、それに由来する金銭的利得の禁止である。*EMA*判決で問題となった州法は非現実

42　R.A.V. v. City of St. Paul, 505 U.S. 377 (1992).

43　2011 U.S. LEXIS 4802, at 7, 22.

44　藤井・前掲論文注（１） 2～3頁。

45　専門家の文献の被引用数などを数値的に比較して、州側の主張の信頼度のほうが高いことを証明しようとするものとして、以下の文献を参照。Deana Pollard Sacks, Brad J. Bushman & Craig A. Anderson, *Do Violent Video Games Harm Children?: Comparing the Scientific Amicus Curiae “Experts” in Brown v. Entertainment Merchants Association*, 106 Nw. U. L. Rev. Colloquy 1, 12 (2011).

のゲームを規制対象としていたため、*EMA*判決の射程は追認拒否型の表現規制には及ばないと考えられる。むしろ、動物虐待描写物の頒布等を禁止する*Stevens*判決の連邦法が、対人的暴力行為の描写物（対人的暴力犯罪の映像等のほか、古代ローマの円形闘技場で行われた剣闘士や猛獣の闘技に類するアンダーグラウンドの行為の映像などが考えられる）の頒布等を禁止するものであった場合を想定し、それを暴力的表現に対する追認拒否型の規制として正当化できるかを検討すべきである[46]。

おわりに

以上のように、本論文では、暴力的表現の規制に関するアメリカ連邦最高裁の新たな動向を手がかりに、暴力的表現規制の可能性を検討した。現代的な社会的課題に対処しようとするCalifornia州の試みは、連邦最高裁によりいったんは挫折させられる結果となったが、これによって一つの指針が明確になったことも確かである。今後、連邦および各州の議会が、発

46　犯罪現場を撮影した報道機関の有するマザーテープの捜査機関による差押と報道の自由・取材の自由との関係が問題とされたTBS事件で、最高裁は、本件差押が「暴力団組長である被疑者が、組員らと共謀の上債権回収を図るため暴力団事務所において被害者に対し加療約一箇月間を要する傷害を負わせ、かつ、被害者方前において団体の威力を示し共同して被害者を脅迫し、暴力団事務所において団体の威力を示して脅迫したという、軽視することのできない悪質な傷害、暴力行為等処罰に関する法律違反被疑事件の捜査として行われた」こと、本件撮影が「暴力団組長を始め組員の協力を得て行われたものであって、右取材協力者は、本件ビデオテープが放映されることを了承していたのであるから、報道機関たる申立人が右取材協力者のためその身元を秘匿するなど擁護しなければならない利益は、ほとんど存在しない」こと、本件が「撮影開始後複数の組員により暴行が繰り返し行われていることを現認しながら、その撮影を続けたものであって、犯罪者の協力により犯行現場を撮影収録したものといえるが、そのような取材を報道のための取材の自由の一態様として保護しなければならない必要性は疑わしいといわざるを得ない」ことを指摘している。最二決平成２年７月９日刑集44巻５号421頁。ここでは、暴力的表現規制の許容性という観点からの分析はなされていないが、報道機関の主張を認めると悪質な暴力的犯罪を追認する結果を招くことに対する考慮が働いていると理解することも可能である。

展しつづけるテクノロジーがもたらす社会問題にどのように対処してゆくのかが注目される[47]。

47　本論文は、平成22～23年度成蹊研究助成「アメリカ連邦最高裁2009～2011年開廷期憲法判例の研究」による成果の一部である。